

■ガンについて知ろう！

■あたり前に潜む危険信号を
確認してみよう

■民法改正によって相続が変わる

差出人：株式会社ベストプランニング本店 福岡県久留米市南3-23-19-1
 朝倉支店 福岡県朝倉市甘木184-1
 佐賀支店 佐賀県佐賀市本庄町末次23-23-202

料金別納
郵便

ガンについて知ろう！

こうしてガンは発生・成長します 細胞の設計図「遺伝子」

人間の体は約60兆個の細胞からできています。人間のDNA上には細胞の設計図となる「遺伝子（遺伝情報）」が数万個並んでいるといわれています。その遺伝情報を基に私たちの体が作られています。

私たちの体が成長したり、ダメージを受けた部分を修復する際は、遺伝子情報をコピーし、それを基に1個1個の細胞を複製しながら情報自体も正確に伝えていきます。しかし、何らかのきっかけで、誤ってミスコピーが生じたり、働かなくていい情報が起動したりして、正しく細胞が複製されなかったり、似て非なる細胞（例えばガン細胞）が生まれたりすることがあります。ガン細胞は、一日に5000個ほど生まれていますが、発生した異常な細胞は、しばらくすると、免疫細胞によって死滅排除され、体全体の秩序は保たれます。しかしその免疫細胞の監視を逃れ、生き残ったガン細胞は、やがてガン化を促進する遺伝子により目覚め、細胞のガン化が始まるのです。

発ガン物質



細胞をガン化



発ガン促進物質



ガン組織に成長

主な発ガン物質

たばこ 排気ガス 食品添加物 紫外線
放射線 など

主な発ガン促進物質

塩分、高脂肪食の過剰摂取 胆汁酸
たばこ 性ホルモン
農薬や食品添加物の一部 など

分裂を繰り返すガン細胞

平均10年程度～20年

ガンの大きさ	10ミクロン	100ミクロン	1ミリ	1センチ	10センチ
分裂回数	1	10	20	30	40
細胞数	1	1,000	100万	10億	1兆

X線検査で発見
できる初期の
大きさ

上皮内ガン

浸潤がない



「浸潤」がないため、「転移」の可能性はない。病変を完全に切り切ってしまうと100%治癒するといってもよい

悪性新生物（ガン）

周囲のリンパ管や
血管を通して全身
の臓器へ転移



血管に入り、血液にのったり、あるいは、リンパ管に入り、リンパ節で増殖することで全身に転移する可能性がある。

ガンの「ステージ」って？

TNM分類で判定します

T因子・・・ガンがどのくらいの大きさになっているか
 N因子・・・周辺のリンパ節への転移の有無
 M因子・・・他の臓器への転移の有無

ステージ0期・・・ガン細胞が上皮内に留まっており、リンパ節への転移もない。
 ステージⅠ期・・・ガンが上皮内を突き破っているが、筋肉層に留まっている。リンパ節への転移はない。
 ステージⅡ期・・・ガンが筋肉層を超えており、リンパ節へ転移しかけている。
 ステージⅢ期・・・ガンがリンパ節へ転移している。
 ステージⅣ期・・・ガンが他の臓器へ転移している。

ガン治療 5年後の生存率例

部位	症例数	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
胃	23,960	97.2%	65.7%	47.1%	7.2%
大腸	16,169	99.0%	90.8%	81.6%	18.1%
肺	22,075	82.9%	48.2%	22.1%	4.9%
乳がん	21,322	99.9%	95.2%	79.5%	32.6%
前立腺	8,762	100.0%	100.0%	100.0%	62.0%

胃ガンの場合

ステージⅠ で見つかったら

5年後 生存率が **97.4%**

ステージⅣ で見つかったら

5年後 生存率が **7.2%**

ガン予防・早期発見するには

「自覚症状がない健康な時に」

一次予防 生活習慣の改善

バランスの良い食事を摂り、運動不足を解消し、なるべくストレスを取り除くなどして、健康的な生活を習慣づけ、生活習慣病を予防することが一次予防となります。



二次予防 早期発見・早期治療

ガン検診などを定期的に受けて、ガンを早期の段階で見つけることが二次予防となります。早期で発見され早期に治療することで予後は大きく変わります。

早期発見の鍵 スクリーニング検査

スクリーニング検査とは、大勢の人の中から「ガンの疑いのある人」を発見し、早期の適切な治療につなげるための検査です。多くの場合、結果は「疑わしい」というもので、ガンであるかはっきりするものではなく、その後さらに詳しい検査をする必要があります。詳しくは担当者まで！

数字で見る事実！

「あたり前の暮らし」に潜む 危険信号を確認してみよう!!

男性は 63 歳までに

"十が一" という事実

まさかの可能性を語るとき、よく“万が一”という言葉が用いられます。しかし日本の実態を見てみると、男性で一割の方、つまり十人に一人の確率で、なんと 63 歳までに亡くなっています。63 歳といえば、まだまだ働き盛りの現役世代と言っていいはず。つまり早く亡くなるのは、万が一ほど稀なことではなく、実際は十が一ほどの確率で起きてしまっているのです。ちなみに、女性は 72 歳までに十人に一人が亡くなっています。

1 日平均、 3600 人 亡くなっているという事実

日本では、年間約 134 万人の方が亡くなっています。それを 1 年 365 日として換算すると、1 日に亡くなっている人の数は、なんと 1 日平均 3,600 人にものぼります。



2050 年には 約 5 人に 2 人 が高齢者という事実

日本の総人口は 2004 年をピークに急激に減少。65 歳以上の人口が総人口に占める割合を示す高齢化率は、2030 年で 31.8%、2050 年には 39.6%と予測されています。また、不安視されている公的年金も、2010 年は現役 2.6 人で負担していたものが 2040 年には現役世代の約 1.4 人で負担することになりそうです。

ゆとりある老後生活費には月平均

34.9 万円 必要と思われる事実

夫婦 2 人でゆとりある老後生活を送るために必要と考えられている費用は、なんと月平均で 34.9 万円にのぼっています。(最低日常生活費 22.0 万円+老後のゆとりのための上乗せ 12.8 万円)「老後を楽しむ」なんて、もはや夢のような話なのかも？ **今こそ老後へ向けた計画的な貯蓄が必要となります。**

40 年ぶりの民法改正により

相続が変わる！

① 土地の評価を下げる特例は適用条件が厳しくなった

- (1) 小規模宅地等の特例において相続人となる人の適用条件が厳しくなった
- (2) 一般社団法人を利用した節税策に課税の見直し
- (3) 広大地を所有する人も評価額の算出方法の変更で税負担が重くなる

② 遺産分割に関わる民法改正

- (1) 「配偶者居住権」が新設され、高齢の配偶者が自宅に居住でき、さらに預貯金などを相続しやすくなります(適用条件あり)
- (2) 生前贈与を受けた自宅は特別受益の対象から外れる
- (3) 相続権のない親族も、介護貢献などで相続人に対し金銭要求が可能になった
- (4) 自筆の遺言書作成が柔軟化し、法務局での保管制度も新設された
- (5) 預貯金については、遺産分割前の仮払い制度が新設された

自筆証書遺言が緩和

2019 年 1 月から自筆証書遺言の方式が緩和されました。今までより自筆証書遺言が作成しやすくなります。遺言には大きく以下の 3 種類があります。

自筆証書遺言 作成者が全て自筆で作成した遺言書

公正証書遺言 公証役場で公証人に依頼して作成してもらう遺言書

秘密証書遺言 遺言書はご自身で作成、封をしたものを公証役場で承認

今までは…

遺言書はすべて作成者の直筆で書かれていること

遺言の方式に不備がある場合は無効となる可能性がある

作成者が保管する必要があるため、相続発生後に発見されない可能性がある

相続発生後、家庭裁判所での検認が必要

財産目録は手書きでなくても OK

2019 年 1 月 13 日より

自筆証書遺言の本文は手書きで作成する必要がありますが、財産目録はパソコンで作成した者や、登記簿謄本のコピー、通帳のコピーなどを添付することが可能となります。注意点は、財産目録などには全てのページに遺言者の直筆の署名・捺印が必要です。

新たに保管制度も新設

2020 年 7 月 10 日より

自筆証書遺言書は相続発生後に発見されないなどのリスクがありました。法務局で遺言の保管をしてもらうことが可能となります。封をしていない状態の自筆証書遺言を、作成者の住所地、本籍地、もしくは所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に持ち込むことで、データ化した遺言書を保管してもらうことができます。

改正のポイントまとめ

遺産分割は富裕層に限らず、どんな家庭にも起こりやすいトラブルです。相続に伴う手続きや遺産分割については、相続税とは別で、民法で一定のルールで定められています。今回の改正の大きなポイントは、残された配偶者の権利や保護が強化されたこと。「配偶者居住権」の創設により、高齢の配偶者が自宅に居住し続けることが容易になり、預貯金などを多く受け取りやすくなります。婚姻 20 年以上の夫婦間の贈与、または遺贈により取得した自宅は、特別受益の対象から除外でき、配偶者は、預貯金などを相続しやすくなります。また、相続人以外の親族が、介護などで貢献した場合、寄与分を金銭により請求する制度が創設されたり、自筆遺言書の形式が簡略化され、法務局による保管制度ができるなどの注目される改正点があります。

ベストプランニングではお客様の様々なご相談に
ファイナンシャルプランナーがお応えします。
お気軽にご相談ください！

ライフプランニング

事業保障に関するご相談

住宅購入・ローンに関するご相談

相続／事業承継に関するご相談

資産形成・運用に関するご相談

自社株対策に関するご相談

生命保険・損害保険に関する相談

福利厚生に関するご相談

詳しくは…

ベストプランニング

検索

